

# いじめの防止について

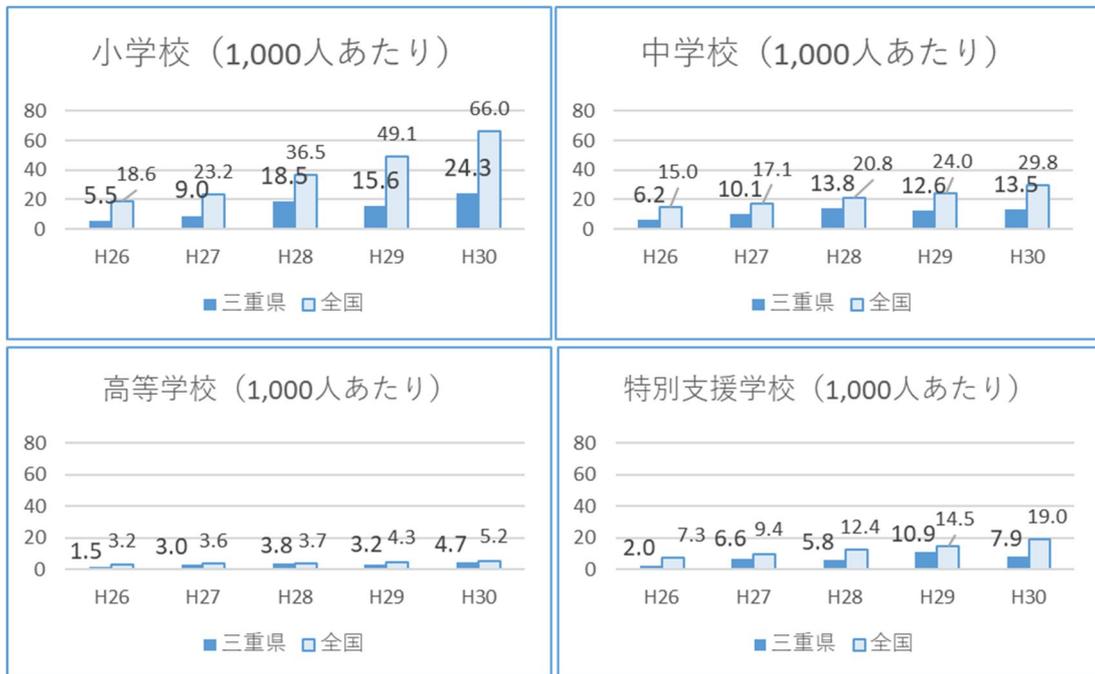
## いじめの現状と分析

1 学校でのいじめの認知件数(校種別) (単位:件)【表1】

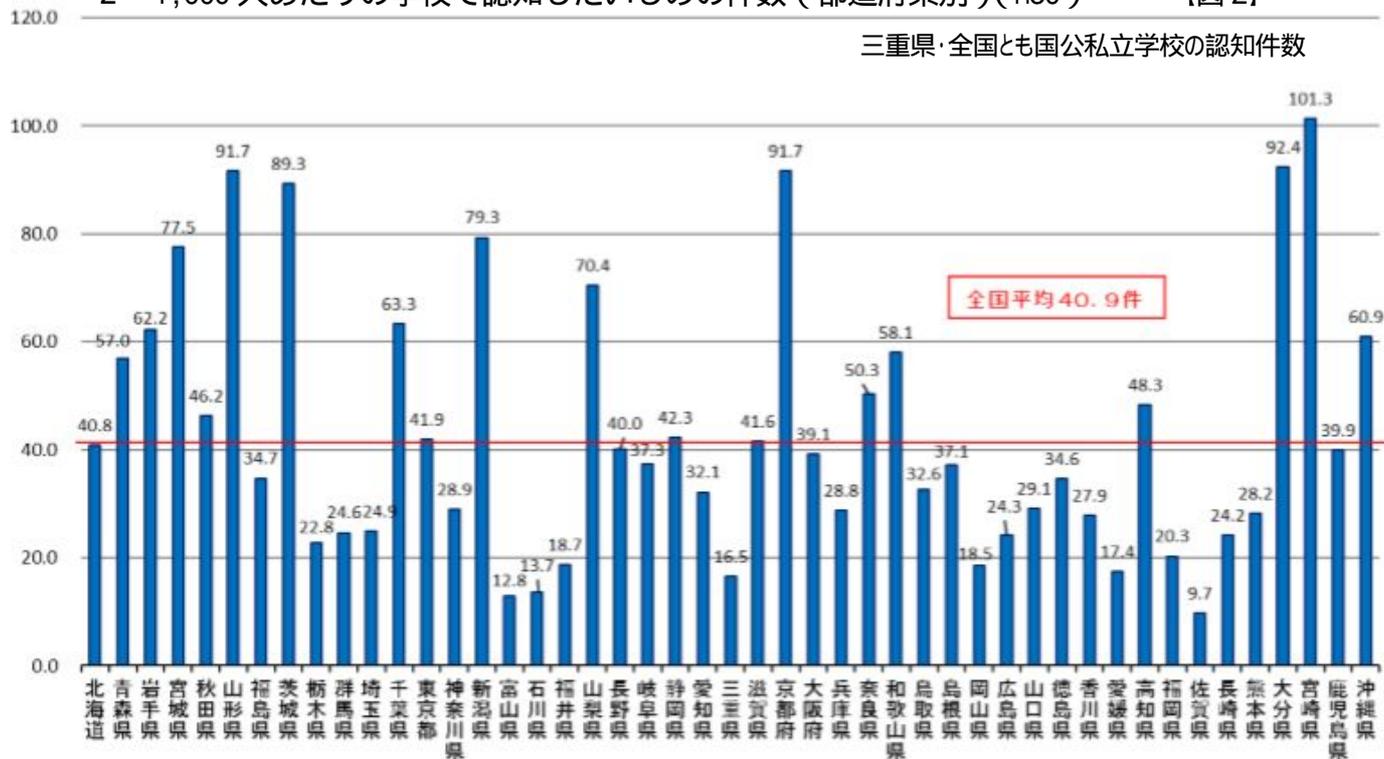
	H26	H27	H28	H29	H30	H30 - H29
小学校	536	871	1,766	1,470	2,282	+812
(1000人あたり)	5.5	9.0	18.5	15.6	24.3	+8.7
全国(1000人あたり)	18.6	23.2	36.5	49.1	66.0	+16.9
中学校	310	504	673	600	623	+23
(1000人あたり)	6.2	10.1	13.8	12.6	13.5	+0.9
全国(1000人あたり)	15.0	17.1	20.8	24.0	29.8	+5.8
高等学校	61	125	158	131	187	+56
(1000人あたり)	1.5	3.0	3.8	3.2	4.7	+1.5
全国(1000人あたり)	3.2	3.6	3.7	4.3	5.2	+0.9
特別支援学校	3	10	9	18	13	-5
(1000人あたり)	2.0	6.6	5.8	10.9	7.9	-3.0
全国(1000人あたり)	7.3	9.4	12.4	14.5	19.0	+4.5
合計	910	1,510	2,606	2,219	3,105	+886
(1000人あたり)	4.8	8.0	13.9	12.0	17.1	+5.1
全国(1000人あたり)	13.7	16.5	23.8	30.9	40.9	+10.0

三重県は公立のみ、全国は国公立のいじめの認知件数  
 平成30年度の本県の公立学校におけるいじめの認知件数は3,105件で、平成29年度  
 と比べ、886件増加しています。

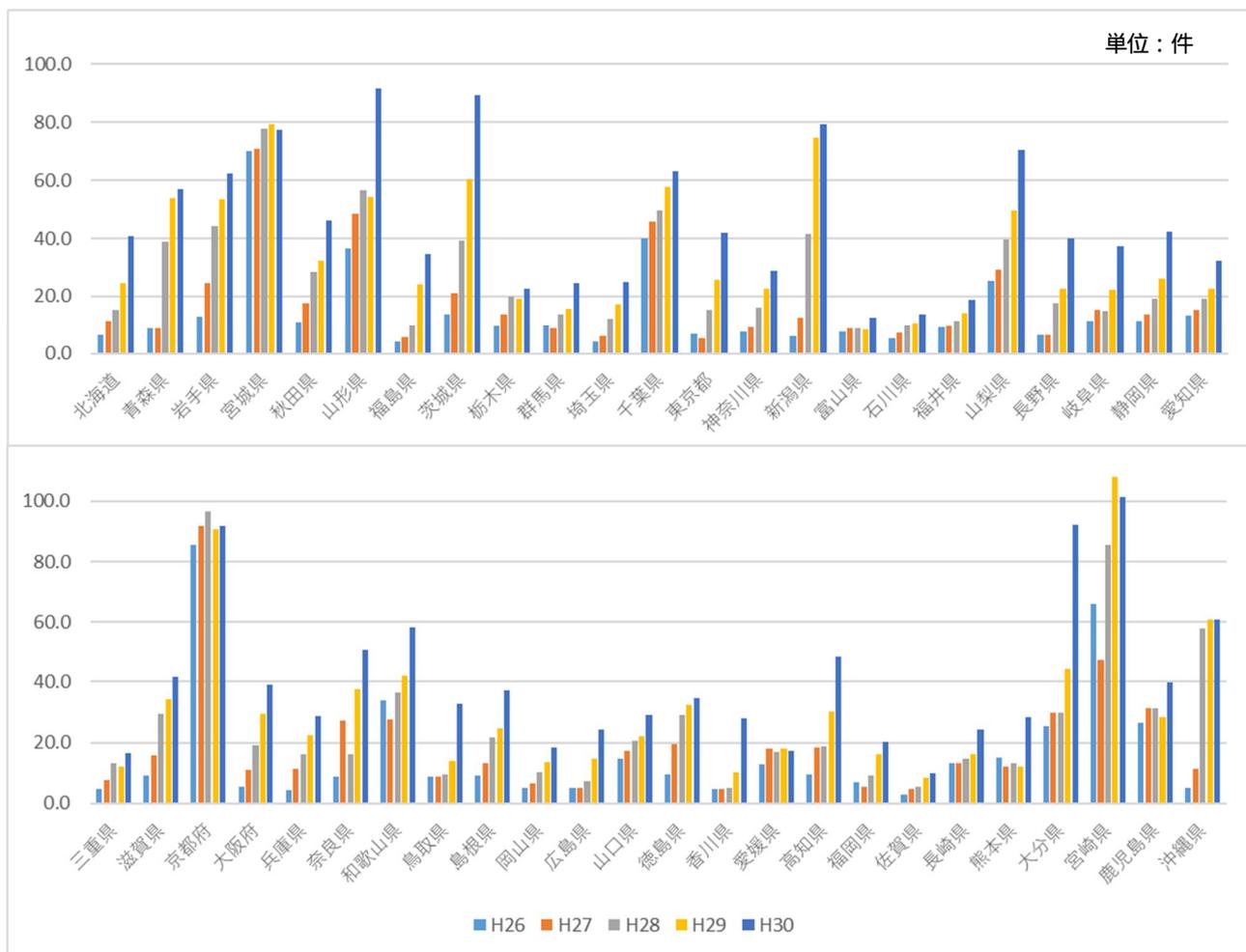
1,000人あたりのいじめの認知件数は17.1件で、平成29年度と比べ5.1件増加して  
 いますが、全国平均の40.9件(国公立)と比べると大きな差があります。【図1】



2 1,000人あたりの学校で認知したいじめの件数(都道府県別)(H30) [図2]



3 1,000人あたりの学校で認知したいじめの件数(都道府県別)(H26-H30) [図3]



【いじめ認知件数が継続的に高い県の取組】

県名	取組
A県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法が制定されて以降、学校に対しては、いじめという言葉を使用せず、「嫌な思いをしたかどうか」で判断するよう対応を求めている。これが認知件数に繋がっていると考えている。</li> <li>・県では、年に2回（1学期と2学期のみ、3学期の実施はない）の「A県いじめ調査」を実施し、その後も追跡調査（取組状況）を行っている。内容は、アンケート調査であるが、いじめという言葉を使用せず、期間を示し、その期間に嫌な思いをしたかを、ある・ないで答えさせている。あるに丸を付けた子どもは、その内容はこういったものを文科省のいじめの態様の9項目から、複数回答で丸をつける方法で実施している。ないに丸を付けた子どもには、見かけたことはないかや、みんなが嫌な思いをしないためにはどうしたらいいかを回答できるようにしている。調査方法は記名・無記名の選択式を県として奨励している。</li> <li>・学校には、いじめ調査実施後は、必ず面談で聞き取りを行うようお願いしている。最終的には、その面談で保護者にも確認をしながら認知につなげていくが、あくまでも嫌な思いをしたということ聞き取るようお願いしている。</li> <li>・月報では、いじめ認知の報告は求めておらず、加害児童生徒数のみを報告してもらっている。いじめの認知件数は、年2回のA県いじめ調査で県に報告を求め、その後、9月と2月に公表している。公表内容は、認知件数（要指導・要支援・見守り）解消を、県立の各学校と各市町村の小中学校別で公表している。</li> <li>・研修会等、県の担当や市町村の担当から、法に基づいたいじめの積極的な認知について、平成27年度に作成した「教職員用ハンドブック」を示しながら話をしている。</li> </ul>
B県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B県はもともと認知件数が他県より多い状況が続いているため、特にこれを行っているからいじめの認知件数が増えたということはないが、文科省の通知や基本方針等が改定されたタイミングで、学校に対し丁寧に説明している。</li> <li>・校長研修や教頭研修、初任研や中堅研、ミドルリーダー研修等の機会を捉え、いじめの認知について、担当指導主事から話をしている。</li> <li>・また、指導主事の学校訪問の機会にも、必ずいじめの積極的な認知について話をしてるようにしている。</li> <li>・いじめの認知や解消、重大事態の未然防止などについての研修会等は行っていない。学校や各研修会で常に伝えていることは、いじめの認知件数が多いこととあわせて、解消に向けて取組中の数が多いことについても、決して恥ずかしいことではないことを伝えるようにしている。解消に至っていないのは、継続して見守りや対応をしていると判断している。</li> </ul>
C県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県独自の問題行動（いじめ、不登校、非行等）に係る調査をすべての校種で毎月実施し、市町教委や県立学校から県教育委員会へ報告をしてもらっている。報告様式は、いじめの原因や対象者などの詳細は記述せず「数」だけのシンプルなものになっており、積極的な認知を促し報告するよう指導している（不登校については、名前等の詳細記載）。いじめの解消についても、数のみの報告となっている。</li> <li>・いじめの認知や解消、調査の実施方法などについては、県教育委員会指導主事が各地区で行われる研修会などを通じて周知している。</li> <li>・県が独自に作成した「学校生活に関わるアンケート」をすべての校種で年1回、10月から11月にかけて実施している。 アンケート項目例（いじめに係る項目）：中高生用 【無記名】 今年になっていじめにあって（見て）いないか いじめにどのように対応したか。 誰かに相談したか。 現在もいじめは続いているのか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問項目数を少なくすることで、簡単に回答できるものとし、実施方法や活用方法については、それぞれの学校で判断させている。</li> <li>・アンケート実施後、市町教育委員会や県立学校は、県教育委員会へ「いじめの数」を報告し、報告を受けた県教育委員会は毎月の報告内容と照らし合わせ、場合によっては各学校へ積極的にいじめの認知をするよう指導している。アンケートの結果については公表等していない。</li> <li>・各学校に（すべての学校ではないが）いじめ相談担当者が置かれ、生徒からの窓口としていじめの相談に対応している。いじめ相談担当者は、教育相談係や生徒指導主事などが兼ねる。</li> </ul>
--	--

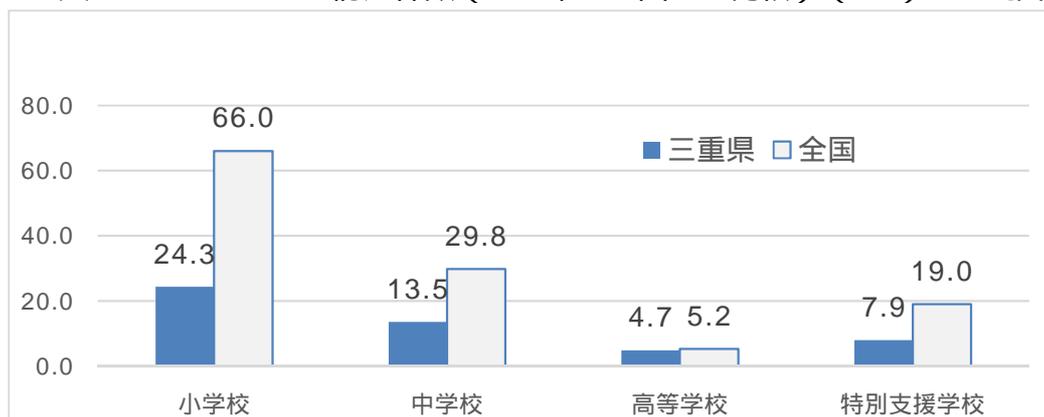
### 【いじめ認知件数が近年大きく伸びた県の取組】

県名	取組
D県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの認知件数が大きく増加した理由としては、県のいじめの認知数に政令指定都市の認知数が含まれていることが大きな要因である。市が当時、いじめの基準を打ち出し、全て拾うという体制をとったことにより、その市は政令指定都市で、一番認知件数が多い市となった。</li> <li>【県立高等学校】</li> <li>・いじめの重大事態があり、それを機に、県教育委員会生徒指導課の職員がすべての県立高校を回り研修を行うようにした。年2回、2年間にわたって実施。事例を示し、いじめの定義を明確にした。また、いじめの発生時における、報告のシミュレーションをすべての職員対象に実施した。事案が起こった時に、どのように対処、管理職に報告するか、管理職はどのように県に報告するか等、システムの周知を行った。</li> <li>・学校が「認知報告書」を認知1件につき1枚作成して、県にあげてもらっている。上げてもらった認知報告書は全課員で回覧し、チェックしたうえで、必要な調整を学校と行うようにしている。</li> <li>【小中学校】</li> <li>・「生徒指導総点検」を行った。アンケート形式で各学校に聞いた。いじめの定義、いじめに関する研修の内容、回数等を聞き取り、まとめたものを各学校に返し、県の現状を知ってもらう。</li> </ul>
E県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で起こったいじめの重大事態をきっかけに、県主催で年に1回、小中高の教員や市町教委対象のいじめに係る研修会を開いていった。ここ3年は文科省行政説明に手を挙げてそこから講師を派遣してもらっている。また、県所管の教育センター主催でいじめ対応講座を3か年計画で実施している。いじめを見つけれないことがダメといった、意識の転換、雰囲気作りをしていった。また、いじめの定義を確認し、周知していった。</li> <li>・いじめの認知を進めていくために、毎月「月報」を上げてもらうことになった。いじめの認知数のみ報告するシンプルな県独自調査を行い、その傾向を分析し市町村に返している。必要であれば、いじめ解消サポーターを学校に派遣するなどの対応をしている。</li> <li>これにより、いじめの状況を市町村も把握し、県も把握することができるようになった。それが認知につながっている。</li> <li>・認知件数ゼロの学校には、本当にゼロなのかを年間1期～3期にわけて確認している。</li> <li>・年間3回以上のいじめアンケートの実施、学校基本方針の見直し、指導。</li> <li>・平成31年1月に重大事態のマニュアルを作成した。ホームページに「いじめの重大事態対応マニュアル」として掲載している。（いじめの振り返り、いじめの判断や根拠をチェックシートで示しているなど）</li> </ul>

F県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあるのがいけないことではなく、いじめを見つけられないことがいけないことだということが浸透しつつある。</li> <li>・認知については、県教育委員会主催で、管理職や小・中・高の教員、市町教育委員会対象にスキルアップ研修会を年1回実施し、意識の向上を進める。過去7年間は文部科学省の森田洋司先生を招聘し、いじめの定義や法律関係について講話していただいた。100名以上集まる研修会なので、講義形式となっている。また、年数回、県立学校の生徒指導主事や教育相談係対象のいじめや不登校についての研修会も実施している。</li> <li>・平成30年度はいじめを広くくりでとらえるようにした。県立学校に対しては、県教育委員会が作成したいじめ発生報告書様式（被害生徒と加害生徒の人数やいじめの種類、発見方法、対応方法、認知の有無をチェックする方法）で、いじめにならないかもしれないが、相談の時点で、1ケースごとにいじめ発生報告書を学校が作成し、県教育委員会に報告をしている。その都度あがってきた報告書を県教委が確認して、該当校に電話連絡をして指示指導し、県教育委員会が、埋もれている認知漏れのいじめをなくすようにした。また、いじめの認知事案については、解消まで経過報告を月毎に報告するようにしている。</li> </ul>
G県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年～平成30年における認知件数の大きな増加は、県教育委員会の指導主事から市町教育委員会の指導主事と教育支援センター（局）の指導員に対し、積極的ないじめ認知の働きかけがされた。市町教育委員会の指導主事に対しては連絡協議会で年2回（年度初めと年度末）教育支援センター（局）の指導員に対しては月1回の定例会で、いじめの捉え方について（法律や基本方針の改訂やいじめの定義の確認、いじめの事例）ていねいに説明し周知した。その内容を受けて、市町教育委員会や教育支援センターが、各学校へ説明し周知した（回数は市町によって違うが、年1回以上は行っている）。教育支援センター（局）は県内に3か所ある。</li> <li>・説明資料については、県教育委員会作成の資料をもとに、局作成の資料等で各学校への説明を行った。また、県教育委員会作成のいじめに関するガイドラインを作成した。</li> <li>・学校現場からいじめの認知について問い合わせや質問はまず、市町教育委員会や教育支援センター（局）で対応し丁寧に答えるが、判断に迷う事案は県教委に問い合わせがあり、事案を共有する中で正確かつ積極的な認知がされるようにした。</li> </ul>
H県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年～平成30年の3年間の時期に、「重篤ないじめ行為とならないために、軽微な行為も積極的に認知すること」と「暴力行為といじめ行為の関係性について正確に捉え、暴力行為といじめ行為の両方で計上すること」の2点にポイントを重点的に周知した。</li> <li>・県教育委員会指導主事から、市町教育委員会の指導主事に対し、年2回（5月と2月）説明、周知した。その際の資料は、県教育委員会作成の資料を使用した。</li> <li>・県教育委員会としては、市町教育委員会に対し、いじめにあたる行為が軽微かどうかは、周囲の判断ではなく、被害側の立場にたって判断すること（法に則った判断をすること）をはっきりと伝えた。</li> <li>・市町教育委員会からの問い合わせに対し、被害側の立場に立つこと（法に則った判断をすること）を丁寧に説明したことで、理解の共有を図ることができた。</li> <li>・いじめの態様の「ひどくぶつかられる」行為はもちろんのこと、「軽くぶつかられる」行為も、いじめと暴力行為の両方に計上した。このことで、平成30年度に自県は暴力行為が全国で1位となった。</li> <li>・6地区の教育事務所管内において、いじめに関する有識者を招聘し講演を開催した。（上越教育大学の高橋教授や東京の弁護士）</li> <li>・魅力ある学校づくり事業の一環で、いじめ未然防止の取組についての各校における子どもたちの主体的な取組の事例を掲載したパンフレットを作成し各学校に配付した。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット関係の取組においても、いじめを内容にあげた講演会を開催したり、リーフレットを作成した。学校においてリーフレットを配付する時は、教員にリーフレットを活用した指導を行うよう指示した。また、リーフレットの内容は親子でも確認できる内容を掲載し、家庭での活用も促した。</li> </ul>
I 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年に県内で起きた中学生が関わる事件を受けて、二度と繰り返さないという強い意志の下、いじめに対して取り組んでいる。</li> <li>【小中学校】</li> <li>平成29年度から平成30年度にかけて、いじめの認知件数が特に大きく増えた。この年の取組として、まず文部科学省初等中等教育局児童生徒課長が来県し、悉皆とまではいかないが、ほぼすべての小中学校の担当教員対象に文科省に集まってくるリアルで、厳しいいじめの事例（裁判、重大事態等）について話を聞く機会が持てた。</li> <li>いじめについて考えるリーフレット（A3サイズを折り込んだもの）を県教育委員会の義務教育課が作成し、県内すべての小中学生に配付した。低学年用と高学年・中学生用の2種類があり、内容は子どもたち自身がいじめについて考える、いじめに気付くことができるもので、帰りの会や授業参観で取り組めるように作ってある。SOSの出し方、気づき方、傍観者にも視点をあてる作りになっている。このリーフレットにより子ども自身がいじめについて考える機会とし、いじめが潜んでいないかを気づく土壌をつかっていきたいと考えている。</li> <li>教員用に「指導の手引き」も用意し、発問例や、配慮について記載し、使いやすいものとなっている。</li> <li>年度を3期（4～7月、7～12月、12～3月）に分けて、いじめの認知を集約する形態をとっている。1期で未解消のいじめ事案に対して追跡調査をし、報告を求めている。年度末で解消しない場合でも、次の年度にまたいで追跡調査する。とにかく、解消するまで追跡し続けるスタンスで取り組んでいる。そのため、学校現場の教員が、いじめの認知に対し敏感になり、長期化する前に小さな段階で取り上げる目を養っていく結果となった。早期発見、早期対応の大切さを理解し、教員のいじめの認知に対する意識が高くなり、認知件数の増加につながったと考えている。</li> <li>【県立学校】</li> <li>小中学校と足並みをそろえ、3期調査の形をとっている。特別支援学校も同様にし、解消するまで追跡調査をするようにしている。</li> </ul>

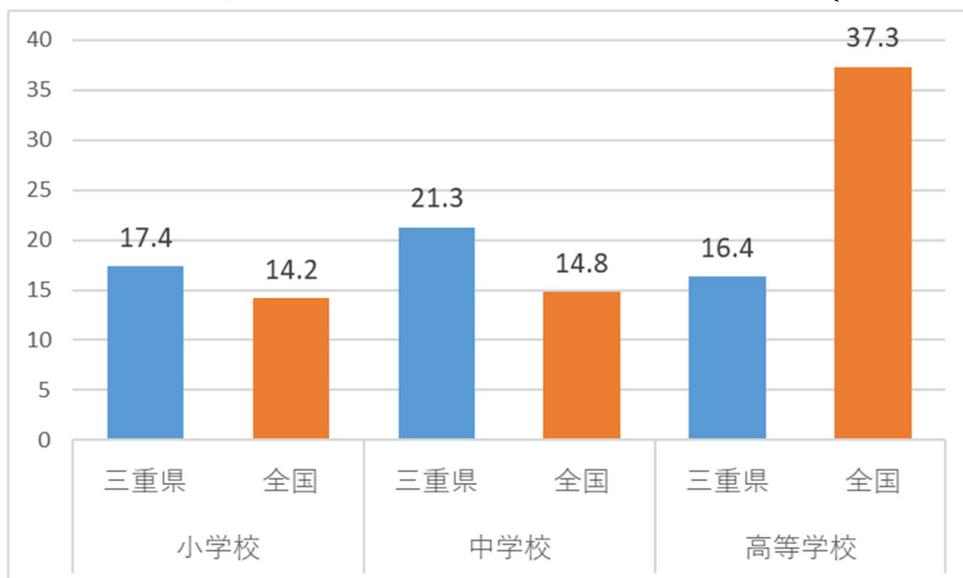
4 1,000人あたりのいじめの認知件数（三重県と全国との比較）（H30） 【図4】



三重県は、すべての校種で全国より少なくなっています。特に小学校の差が大きくなっています。

## 5 いじめを1件も認知していない学校の割合

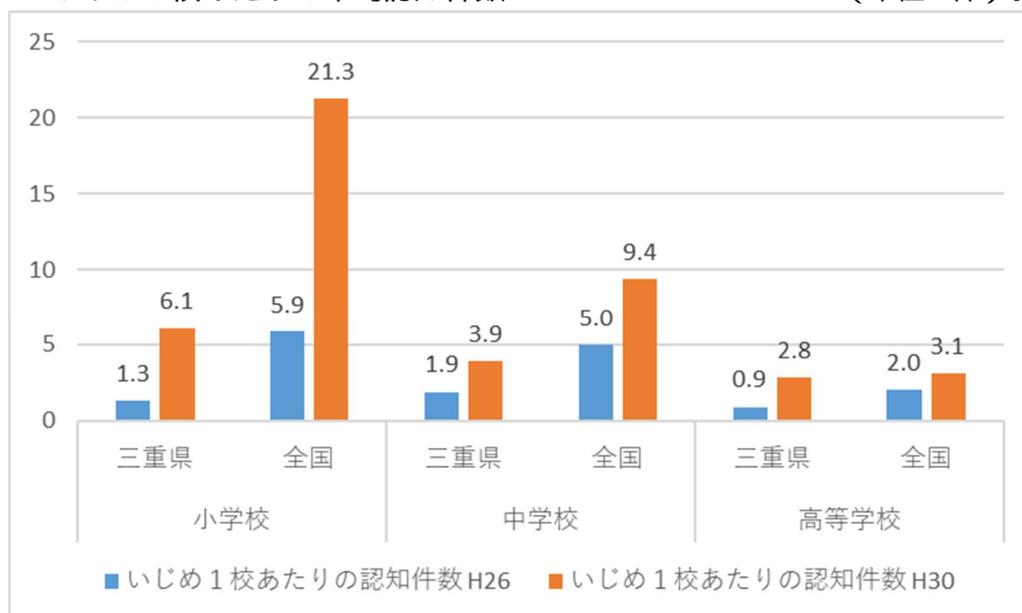
(単位：%)【図5】



○三重県と全国を比較すると、小学校で 3.2%、中学校で 6.5%の差があり、依然として、いじめを認知していない学校が多くあります。

## 6 いじめの1校あたりの平均認知件数

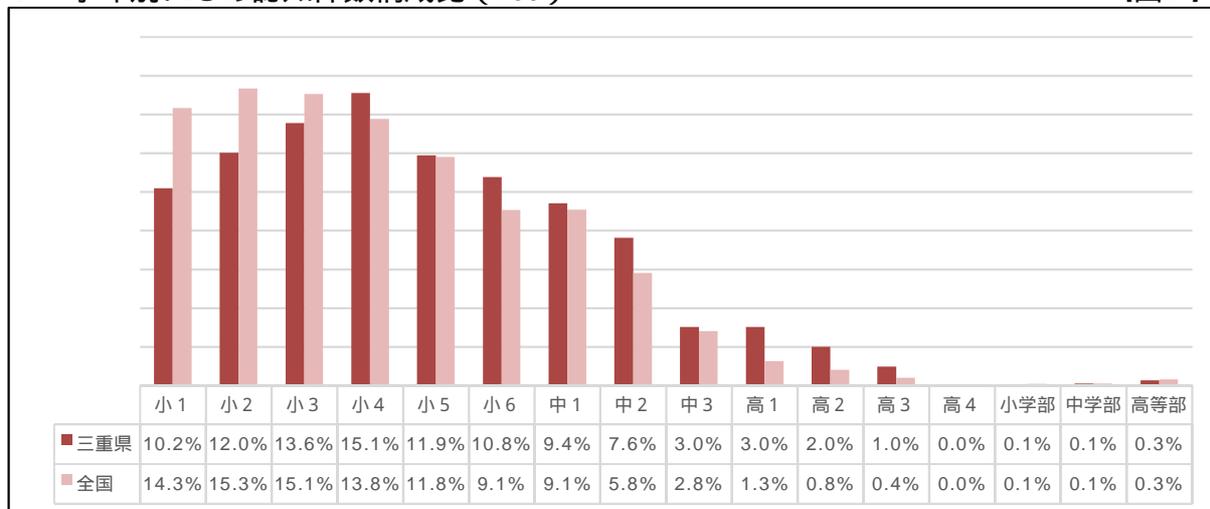
(単位：件)【図6】



○三重県と全国を比較すると、小学校で 15.2 件、中学校で 5.5 件の差があり、この差は各校におけるいじめの基準が、法の定義にあっていない可能性が考えられます。

7 学年別いじめ認知件数構成比（H30）

【図7】



三重県は、小学校の中でも特に低学年の認知の構成比が低くなっています。

8 いじめの態様別・校種別構成比（H30）

【表2】

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
		構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	三重県	54.8	63.2	48.7	53.8	56.1
	全国	62.0	66.4	61.4	53.6	62.7
仲間はずれ、集団による無視をされる。	三重県	10.5	11.2	8.6	0.0	10.5
	全国	13.9	12.5	15.6	6.2	13.6
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	三重県	22.0	10.3	13.9	23.1	19.1
	全国	23.5	14.1	10.2	22.8	21.4
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	三重県	4.0	2.2	4.8	7.7	3.7
	全国	5.8	4.5	4.1	6.3	5.5
金品をたかられる。	三重県	0.5	0.6	8.0	0.0	1.0
	全国	1.0	1.0	2.0	1.6	1.0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	三重県	2.8	3.5	1.1	7.7	2.8
	全国	5.5	5.6	5.0	5.0	5.5
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	三重県	9.5	6.7	10.2	15.4	9.0
	全国	8.0	6.8	6.2	7.3	7.8
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	三重県	1.4	9.3	23.0	0.0	4.3
	全国	1.1	8.3	19.1	8.0	3.0
その他	三重県	2.1	5.1	11.8	0.0	3.3
	全国	4.4	3.3	5.5	8.6	4.3

（複数回答可・構成比は各区分における認知件数に対する割合）

9 三重県のいじめの態様別認知件数比較 (H26・H30)

(単位：件)

		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計	
		H26	H30	H26	H30	H26	H30	H26	H30	H26	H30
冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	件数	375	1,251	232	394	46	91	0	7	653	1,743
	増減	+876		+162		+45		+7		+1,090	
仲間はずれ、集団による無視をされる。	件数	105	239	43	70	10	16	1	0	159	325
	増減	+134		+27		+6		-1		+166	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	件数	126	501	62	64	5	26	1	3	194	594
	増減	+375		+2		+21		+2		+400	
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	件数	26	92	10	14	5	9	0	1	41	116
	増減	+66		+4		+4		+1		+75	
金品をたかられる。	件数	4	11	1	4	2	15	0	0	7	30
	増減	+7		+3		+13		0		+23	
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	件数	28	63	14	22	3	2	0	1	45	88
	増減	+35		+8		-1		+1		+43	
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	件数	51	217	32	42	5	19	1	2	89	280
	増減	+166		+10		+14		+1		+191	
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	件数	18	31	24	58	9	43	0	0	51	132
	増減	+13		+34		+34		0		+81	
その他	件数	36	49	10	32	3	22	0	0	49	103
	増減	+13		+22		+19		0		+54	
合計	件数	769	2,454	428	700	88	243	3	14	1,288	3,411
	増減	+1,685		+272		+155		+11		+2,123	

「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」では、小学校と高等学校は全国と差があり、認知が十分ではない可能性があることがうかがわれる。

○三重県の高等学校では、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」が、全国と比べて比率が高い状況にある。

## 10 いじめ発見のきっかけ（H30）

【表3】

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
		割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)
アンケート調査など学校の取組により発見	三重県	59.2	37.2	34.2	23.1	52.8
	全国	56.8	36.0	50.3	44.6	53.0
本人からの訴え	三重県	12.9	28.1	32.6	38.5	17.2
	全国	16.4	25.1	24.9	18.3	18.3
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	三重県	14.6	17.7	15.0	23.1	15.3
	全国	9.7	13.8	8.9	7.2	10.4
学級担任が発見	三重県	6.0	4.2	5.3	7.7	5.6
	全国	10.9	10.2	5.6	20.0	10.6
児童生徒(本人を除く)からの情報	三重県	3.8	4.8	5.3	7.7	4.1
	全国	3.0	5.4	4.4	3.7	3.5
学級担任以外の教職員が発見(養護、SC等を除く)	三重県	1.5	4.0	5.9	0.0	2.3
	全国	1.3	6.2	3.3	4.0	2.3
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	三重県	1.6	2.6	0.0	0.0	1.7
	全国	1.2	1.7	0.9	0.9	1.3
その他 (養護教諭、地域住民やSCなど)	三重県	0.4	1.4	1.6	0.0	0.7
	全国	0.7	1.6	1.7	1.3	0.6

三重県、全国ともに「アンケート調査など学校の取組により発見」が小中学校、高等学校で最も多くなっています。

三重県は全国に比べ、すべての校種で「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われた」の値が小さくなっています。また、【表3】より、すべての校種で「学級担任が発見」の値が、すべての校種で全国より低くなっています。

## 11 いじめの年度内解消率

(単位：%)【表4】

	H29	H30	H30 - H29
三重県〔公立〕	83.9	78.0	-5.9
全国〔国公立〕	85.8	84.3	-1.5

三重県では、いじめの解消率は全国に比べ低くなっています。

いじめの解消は「被害者に対する行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続している」となっており、1月から3月に認知されたいじめについては、年度内解消率には反映されていません。令和元年6月末時点で平成30年度に認知したいじめの解消率を県独自に調査しており、96.7%となっています。

## 1.2 重大事態

いじめの重大事態については、各学校で制定しているいじめ防止基本方針に対応方針などを明記しているところですが、いじめ重大事態の中には、初期段階での対応が不十分であったり、いじめ事案そのものが児童生徒のアンケート調査などでも把握できないものもありました。

いじめと疑われる事案に対して、特定の教員が抱え込み、他の教員と情報共有しなかった結果、初期対応が遅れ重大事態になってしまったケースが多く、学校として組織的に対応する必要があります。

## 1.3 社会総がかりでの取組

### (1) いじめ防止応援サポーター

いじめ防止応援サポーターは、令和2年6月29日現在で459団体の登録があり、毎年、いじめ防止強化月間の取組について報告をお願いしているところです。令和2年4月の取組の報告は23件にとどまっています。

	H30	R01	R02	合計
登録数	89	( ) 368	2	459
強化月間の取組報告数	27	77	23	

(郵便局356局含む)

各サポーターがポスターの掲示や、独自の標語の作成、子どもの見守りなどを行っていただいています。しかし、サポーターの紹介や取組内容の周知を十分にできていないことから、サポーターとの連絡をていねいに行い、取組内容を把握するとともに、県民のみなさんに紹介する方法を改善する必要があります。

### (2) 強化月間の取組(令和元年11月)

#### 三重県いじめ防止サミットの開催

日時：令和元年11月9日(土)

会場：三重県人権センター

内容：講師による講話、グループ討議

参加者：県内小中学生及び高校生、いじめ防止応援サポーター、保護者、教育関係者 172名

#### 県職員によるピンクシャツ運動の推進

実施日：11月の毎週水曜日(6日、13日、20日、27日)

取組内容：実施日にピンクのシャツや小物を身につけるとともに、来庁者等にピンクシャツ運動の趣旨を説明し、いじめ反対の啓発を実施。

#### 街頭における啓発(11月7日(木))

近鉄四日市駅、津駅、名張駅、宇治山田駅、尾鷲駅の乗降客等に対して、いじめ防止応援サポーターである日本郵便株式会社東海支社と連携して、スタッフがピンクのシャツや小物を身につけ啓発物品(マスク、ポケットティッシュ)を配布。

## 学校におけるいじめの防止の取組【別添資料6】

小学校では、11月1日を「全校ピンクシャツデー」に設定し、ピンクのシャツを着たり、ピンク色のものを身につけたりすることで「いじめ反対」の意志を示す取組を実施。保護者に対しても各学年の学級通信で伝え、取組への協力を依頼。

中学校では、廃品収集で地域の方との関係を深め、地域で気になることがあれば連絡をいただくようにするとともに、家庭・地域向け啓発資料を全保護者、約700の自治会に回覧を配付し、いじめ撲滅に向けた協力を依頼。いじめについて考えてもらう機会として、文化祭で人権作文を発表。

県立学校では、ピンクのシャツなどを身につけ、朝のあいさつ運動を実施。文化祭で来校者にピンクシャツ運動の説明を実施。

### 三重県立図書館との連携

三重県立図書館と連携し、いじめの問題に係る書籍といじめ防止の啓発資料等を県立図書館展示コーナーに展示。

## (3) いじめ防止サミット後の取組

昨年度11月実施の「いじめ防止サミット」に参加した児童生徒が、校種や年代の違う児童生徒や、サポーター等大人との話し合いの中で刺激を受け、サミット終了後に主体的な活動を行っています。

### 小学校

- ・ サミットに参加した6年生2名が、学年の児童に還流報告を行った後、小グループに分かれて「いじめをなくすために自分たちに何ができるのか」を話し合った。話し合った内容については、全校児童に発信し、いじめ防止に向けた機運を高めた。(伊賀市立青山小学校)
- ・ サミットに参加していない学校でも、県教委から送付された報告チラシを担当が児童に紹介し、児童一人ひとりがいじめ防止に向けたフレーズを考えた。(桑名市立多度東小学校)

### 中学校

- ・ サミットに参加した生徒2名が、サミットを通して知りえた情報や学びを2学期の終業式に全校生徒に対して還流報告した。(朝日町立朝日中学校)
- ・ サミットに参加した生徒会役員が中心となり、11月のいじめ防止強化月間中にピンクシャツを身につけ、登校する生徒に対していじめ防止に係る啓発活動を行った。(四日市市立西朝明中学校)

### 高等学校

- ・ いじめ防止サミットに参加した生徒(生徒会役員)が、ピンクリボンを作成し、11月と2月に全校生徒と全教職員が身につけ、いじめ反対の意思を示した。また、その期間生徒会役員が、校門に立ちいじめ防止を訴えるあいさつ運動を実施した。(県立朝明高等学校)
- ・ サミット参加した生徒会役員が、自分たちが考えたメッセージをカードにして全校生徒に配付するとともに、ピンクシャツを着て校門前に立ち、いじめ防止のチラシを配りながら挨拶運動を行った。(尾鷲高等学校)

#### 1 4 新型コロナウイルス感染症にかかる偏見、いじめ、差別

児童生徒は、新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業により、学校再開後においても様々な不安やストレスを抱えています。また、学校再開について児童生徒に限らず、大人たちも不安や不十分な知識からSNS等において誤った情報を発信する心配があります。

#### 課題

##### 1 いじめの認知

全国に比べて1,000人あたりの認知件数が少ない状況にあり、教職員が児童生徒の気になる行動や発するサインを見逃さず、言葉による軽微ないじめについても、いじめ防止対策推進法の定義に基づいた認知が一層進むよう取り組む必要があります。

いじめがあるのがいけないことではなく、いじめを見つけられないことがいけないことだという認識を全教職員が持つことが必要です。いじめの認知は児童生徒へのアンケートからの把握が一番多く、定期アンケートで児童生徒がいじめられているという事実を回答できなかつたり、教職員がいじめに気付けなかったケースがあることから、児童生徒が回答しやすいようなアンケート内容とする必要があります。

##### 2 インターネット上のいじめや新型コロナウイルス感染症に伴うひぼう・中傷

スマートフォンやパソコンによるひぼう・中傷は、見えにくく、見つけにくいいため、SNS等インターネット上のいじめや不適切な書き込みを発見し、対応していく必要があります。今年度は、SNS等において新型コロナウイルス感染症に係る誤った情報の拡散、個人へのひぼう・中傷等が見られることから、児童生徒がそのような被害にあわないよう適切に対応する必要があります。

##### 3 組織的な対応

児童生徒の間で起こる小さな出来事が、重大事態に至ったケースがあります。子どもたちをいじめから守るためには、校長がリーダーシップをもって初期段階で学校が組織として把握して、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。いじめによって尊い命が失われることのないよう、いじめの未然防止、早期発見、組織的な対応、そして、いじめられている児童生徒や保護者の立場に立っていじめの解消に向けて取り組む必要があります。

##### 4 社会全体での取組

子どもたちをいじめから守っていくためには、学校だけでなく社会全体で取り組んでいく必要があります。そのため、いじめ防止応援サポーターの活動や、いじめ防止強化月間の取組を県民の皆さんにより一層知っていただくとともに、サポーターや学校での取組をより充実させる必要があります。

## いじめ防止の取組

### 1 いじめの認知と組織的な対応

#### (1) いじめアンケートの改善

各学校にいじめのアンケートを、学期に1回以上実施することとしています。これまでのアンケートでは、「いじめ」の有無を直接問う形でしたが、今年度からは、「いじめ」という言葉を使わず、児童生徒が困っていることや嫌な思いをしたという事実について具体的な例を示し、ある・ないで回答できる形式としました【別添資料1】。あるに丸を付けた子どもは、その内容は、どういったものかを文科省のいじめの態様の9項目から、複数回答で丸を付ける方法で実施しています。

#### (2) 認知と組織的な対応

いじめの対応については、校長のリーダーシップのもと組織的に対応することが重要です。いじめの認知や早期発見が、子どもの命を守ることにつながることであると認識し、重大事態となったいじめの事例について小中校長会や県立校長会で共有するとともに、各学校で定められている「いじめ防止基本方針」に従って組織的に対応することを確認します。

いじめとして認知すべき事案を個々の教職員が正しく認知し、学校で組織的に対応ができるようにするため、「学校におけるいじめの認知基準チェックリスト」【別添資料2】を昨年度作成しました。さらに、今年度は、学級担任等が早期にいじめを発見できるよう、いじめられている生徒の具体的な状態を示した「いじめ早期発見気づきリスト」【別添資料3】を作成しました。

#### (3) 相談窓口の周知

電話での相談窓口やSNSを活用した相談窓口を設け、長期休業前に児童生徒に周知します。今年度はSNS相談を英語、中国語、ポルトガル語など26言語に対応しています。

#### < SNS相談の相談件数と相談内容 >

(R02は6月末時点の件数、H30とR1の括弧内は6月末時点の件数)

		H30	R01	R02
相談件数		1,005 (382)	1,014 (227)	198
相談 内容 内訳	友人関係・学校生活	587 (276)	590 (121)	119
	うち「いじめ」	251 (123)	127 (29)	10
	学業進路	35 (13)	55 (12)	8
	家庭	110 (21)	51 (15)	6
	その他	273 (72)	318 (79)	65

#### (4) 教職員の資質向上

いじめの具体的な事例を示し、いじめの定義を明確にしたり、いじめは周囲の判断ではなく、被害者側の立場に立って取り組むことや重大事態に至った事例で組織的な対応が不十分であった事例などを活用し、すべての教職員を対象としたオンライン研修を実施するとともに、校長会でも徹底します。

「学校におけるいじめの認知基準チェックリスト」や「いじめ早期発見気づきリスト」を活用し、一人ひとりの教職員が法に基づいた認知ができるよう、小中学校等生徒指導担当者講習会、県立学校の地区別生徒指導連絡協議会において研修（オンライン研修を含む）を実施します。

## 2 インターネット上のいじめや新型コロナウイルス感染症に伴うひぼう・中傷

### (1) ネットパトロール

専門業者に委託し、児童生徒に関するネット上の問題ある書き込みの検索（ネットパトロール）を行っています。検索されたいじめや不適切な書き込みについては、市町教育委員会や学校と情報共有し、関係児童生徒への指導、被害児童生徒のケアを行うとともに、書き込みの削除等を実施します。

今年度は、これまでのネットパトロールに加え、年間を通して新型コロナウイルス感染症に係る書き込み等をリアルタイムに検索し、いじめや人権侵害等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを5月15日から3月22日まで毎日（平日）実施し、気になる書き込み等に対して早期発見、早期対応を行います。

### (2) アプリ「ネットみえ～る」【別添資料4】

ネットパトロールでは発見できないSNSなどでのやりとりや、学校名などのキーワードが記入されていないいじめや不適切な書き込みを発見した児童生徒や保護者、県民の方が、その書き込み内容を県教育委員会へ投稿できるアプリを作成し、6月23日から運用を開始しました。

投稿された情報に基づき、必要に応じて警察等の関係機関と連携し関係者への指導や心のケア、書き込みの削除等を行います。

### (3) 人権学習資料「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ、差別」

新型コロナウイルスに係るいじめ等を防ぐため、教職員が指導する際に活用できる学習資料を5月に作成し、学校・クラス・地域の状況に応じて活用できるよう、編集可能なファイル形式で、公立小中学校及び県立学校へ配付しました。

### (4) 情報モラル教育

初任者研修、市町教育委員会と連携した教員ICT活用指導力向上講習会において、SNSでのトラブルや画像を投稿したことによるトラブルなどの実例を示し、インターネット上の不適切な書き込みや画像投稿について児童生徒に指導できる教員を引き続き育成します。

### 3 いじめを生まない取組

#### (1) 「特別の教科 道徳」でのいじめを許さない心の涵養

道徳の授業では、各学年の発達段階に応じたいじめに関する教材から、いじめに関する問題を自分自身のこととして、「自分ならどうする」と考え、友だちと議論する活動をとおして、いじめを許さない心を育てます。いじめについてや他者を思いやる気持ちは、小学校低学年から育む必要があります。いじめを生まない道徳の授業に

県教育委員会は、道徳教育推進教師を対象とした研修や道徳教育アドバイザーの派遣、指導主事による校内研修を行います。

すべての学校でいじめの防止につながる道徳の授業を実践するよう小中学校長会等で周知します。

#### (2) 弁護士による「いじめ予防授業」

三重弁護士会と協働して、弁護士によるいじめ予防授業を実施しています。今年度は、公立小中学校30校で実施する予定です（昨年度は31校・受講児童生徒3,074人）。昨年度の授業において「いじめは解決できる」と答えた児童生徒が18.1ポイント（34.8% 52.9%）増加、「いじめをなくすために自分にできることがある」と答えた児童生徒が20.8ポイント（46.4% 67.2%）増加しました。

いじめ予防授業の内容をすべての学校で実施できるよう、弁護士の助言に基づき、「いじめ事例別ワークシート」を作成しました。児童生徒及び教員が、いじめの問題に対する人権的、法的な理解を深める教材として活用しています。

### 4 社会全体での取組の充実

#### (1) いじめ防止応援サポーター【別添資料5】

三重県では、社会全体でいじめの防止等に取り組むため、いじめ防止応援サポーターを募っており、現在459の事業所・団体・個人に登録いただいています。いじめ防止応援サポーターの方には、それぞれの特性を生かした主体的な取組を実施していただいています。子どもたちが大人たちから見守られていることが実感できるよう、県教育委員会がサポーターの取組の詳細を把握し、県のホームページの活用等、県民への周知の仕方を工夫します。また、子どもたちと関わりが深い事業所等がサポーターとなってくれるよう取り組みます。

#### (2) いじめ防止強化月間

三重県では、4月、11月を「いじめ防止強化月間」としてはいますが、本年11月は、趣旨や取組内容を広く県民の方々に知っていただき、様々な団体が一体となって、より多くの方に参画いただけるよう、以下の取組を進めます。

##### ピンクシャツ運動の拡大

いじめ防止強化月間中に、学校、サポーター、市町教育委員会、県教育委員会等で時間や場所を工夫し、一斉にピンクシャツを着用し、より多くの人にいじめ反対のメッセージが伝わるよう取り組みます。

### 児童生徒による主体的な取組【別添資料6】

児童会・生徒会を中心にピンクシャツ運動、標語の作成、討論会を行うなど、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を進めています。各学校の取組事例を発表する機会を設けたり、各学校での取組がマスコミなどに取り上げられるよう積極的に発信します。

#### 街や建物をピンクにする取組

県民の機運の向上を図るため、公共施設や建物をピンクに染めることについて、ライトアップやプロジェクションマッピング等の活用について検討します。

### (3) 地区別いじめ防止サミット【別添資料7】

昨年度、世代を超えていじめの問題について考え議論していく機会として多数の参加者を得て、「いじめ防止サミット」を開催しました。今年度は、より多くの児童生徒や大人たちが参加でき、それぞれの地域に密着した取組となるよう県内6地区（市町）で「地区別いじめ防止サミット」を開催します。サミットでは、児童生徒、保護者、地域の大人、教職員等が意見交換を行い、いじめの防止等に向けてどのような取組が必要であるか考えます。サミット後、参加した児童生徒が自分の学校においてサミットで学んだことについて還流するとともに、その後の児童生徒の主体的な取組につながるよう市町教育委員会に働きかけます。県教育委員会は、ホームページ等を活用してサミットの様子や、サミット後の児童生徒の活動について周知し、地域全体でいじめを絶対に許さない社会機運を高め、いじめの防止の取組につなげます。